

平成20年8月吉日

瑕疵保険取次業務開始について

ヨドブレ株式会社

貴社ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます

さてこの度、当社は国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人第3号として認定された、ハウスプラス住宅保証株式会社の瑕疵保険取次店として、8月1日より取次業務を開始いたしましたのでご案内申し上げます。

【取扱保険】

住宅瑕疵担保責任保険 ハウスプラスすまい保険

地域、工法等を問わず、全国の新築住宅を対象とします

事業者登録料

無料

保険内容等につきましては、弊社担当員（瑕疵保険取次人）が直接ご説明させていただく以外は法律で禁じられておりますので、ご都合の良い日時をご記入の上、FAX返信していただきます様宜しくお願い申し上げます。

尚、事業者登録に際しましては、弊社担当員より「重要事項説明」をさせていただいた上、署名・記名押印（公印）の必要がございます。

(事業者登録希望)		(詳細説明希望)		
訪問ご希望日時	月 日	時 分	～	時 分
貴社名				
ご担当者様	所属		氏名	

FAX 0790-49-1311

※FAXによる返信、もしくは記入後のコピーを弊社担当にお渡し下さい。

住宅瑕疵担保履行法対応

「ハウスプラスすまい保険」を
おすすめします



ハウスプラス住宅保証株式会社

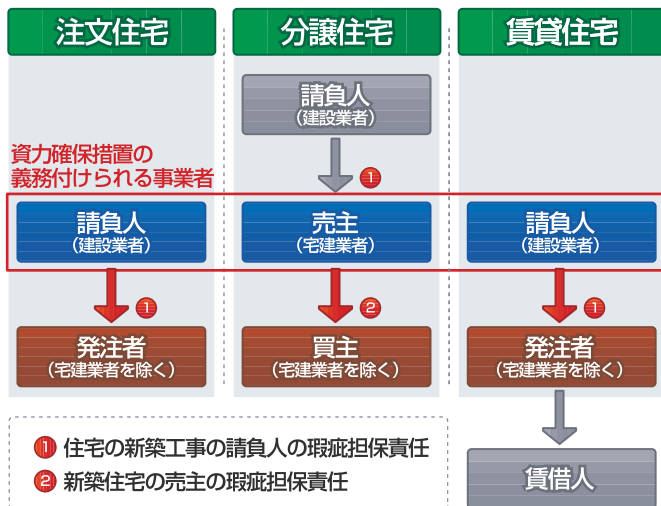
国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

住宅の発注者や買主を保護するため、新築住宅の請負人や売主に保険への加入または供託(資力確保措置)を義務付ける、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(住宅瑕疵担保履行法)が平成21年10月1日に全面施行されます。

引渡しが平成21年10月以降となる場合には、保険への加入または保証金の供託が必要です。特に保険加入の場合は工事中に検査を受ける必要があるため、着工前に保険法人に申し込まなければなりません。

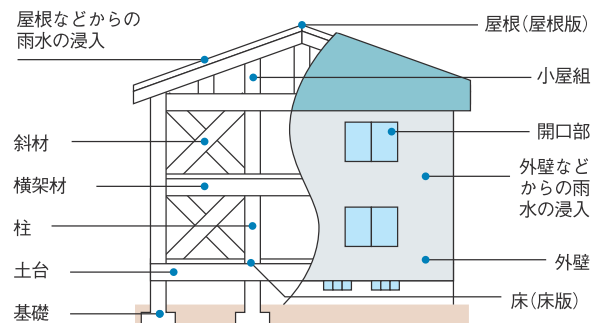
義務付けの対象となるのは、注文・賃貸住宅の請負人または分譲住宅の売主です。
ただし、宅建業者に住宅を引き渡す場合を除きます。

● 代表的なケース



住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。

木造 在来軸組工法の戸建住宅の例



2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成

🏠 ハウスプラスのサービスメニュー

※住宅の延床面積が125㎡未満の一戸建住宅の場合

性能評価付優良
プラン

33,940円 + 5,512円 = 39,452円(税込)
(保険料) (防水検査料)

*当社または当社の検査機関の建設住宅性能評価を受ける、耐震等級2かつ劣化対策等級3以上の住宅であること。(別途性能評価の料金がかかります)

標準プラン

41,800円 + 25,200円 = 67,000円(税込)
(保険料) (現場検査料)

*現場検査は、基礎配筋工事の完了時(プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時)・躯体工事の完了時または下地張り直前の工事の完了時の2回行います。

上記プランは一例です。ハウスプラスすまい保険では、一戸建住宅を対象に4つのプランをご用意しております。詳しくは、下記保険取次店にお問い合わせ下さい。

ハウスプラス住宅保証株式会社
HOUSE PLUS

国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

〒105-6126 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル26階

Tel.03-5777-1835 Fax.03-5777-2926

URL. <http://www.houseplus.co.jp>

Mail. info@houseplus.co.jp

お問い合わせは
保険取次店

エド・プレ 株式会社